

# 第 48 回

# エネルギー管理士試験

国家試験 —エネルギー管理士—

# 令和8年度 受験の手引

試験日

令和8年8月2日(日)



受付期間

令和8年4月6日(月)～6月22日(月)

申込方法

・インターネット申込み <https://www.eccj.or.jp/>  
※今年度より受験願書(払込取扱票)による申込みは行っておりません。

## 目次

受験申込みの前にこの手引をよく読んでください。

この「受験の手引」をお読みいただき、記載内容に同意した上で受験申込み手続きを行ってください。  
受験申込みをなされた場合は、「受験の手引」に記載された全ての事項に同意したものとみなします。

- |  |   |
|--|---|
| 1. エネルギー管理士試験制度の概要…………… 1                    | 6. 受験票・写真について…………… 9                    |
| ・エネルギー管理士免状と免状取得方法 …… 1                      | ・受験票について…………… 9                         |
| ・エネルギー管理士試験制度について …… 1                       | ・写真について…………… 9                          |
| ・旧制度での「熱管理士」、「電気管理士」<br>免状保有者に対する移行措置…………… 3 | 7. エネルギー管理士試験における<br>電卓の取扱いについて…………… 10 |
| 2. 第48回エネルギー管理士試験の内容…………… 3                  | 8. マークシート方式における<br>答案用紙記入上の注意事項…………… 11 |
| 3. 受験申込みから免状取得までの流れ…………… 5                   | 9. エネルギー管理士試験に関するQ&A… 11                |
| 4. 受験申込み方法…………… 6                            | 10. 不正行為への対応…………… 13                    |
| 5. 受験に当たっての注意事項…………… 7                       | 11. 個人情報の取扱いについて…………… 13                |
| ・I 試験時の注意事項…………… 7                           | 「エネルギー管理士」資格をめぐる<br>トラブルについて…………… 14    |
| ・II 電子機器・通信機器などの<br>取扱いについて…………… 8           |   |
| ・III 感染症などへの対策について…………… 8                    |   |
| ・IV 試験実施における受験者へのお願い… 8                      |   |

問い合わせ先

経済産業大臣指定試験機関

一般財団法人省エネルギーセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング

エネルギー管理試験・講習本部 試験部

TEL. 03-5439-4970

# 1 エネルギー管理士試験制度の概要

## エネルギー管理士免状と免状取得方法

- (1) 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)では、一定量以上のエネルギーを使用する工場又は事業場は、エネルギー管理指定工場等(第一種、第二種)として指定されることとなり、そのうちの第一種エネルギー管理指定工場等(事務所、オフィスビル等を除く製造業等の5業種)はエネルギーの使用量の区分に応じて、エネルギー管理士免状の交付を受けている方のうちから、1人から最大4人のエネルギー管理者を選任しなければならないこととなっています。(省エネ法の概要について: 経済産業省資源エネルギー庁のホームページ [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/) を参照)
- (2) エネルギー管理士免状を取得するには、次の二つの方法があります。
- ① エネルギー管理士試験に合格することによる取得方法
  - ② エネルギー管理研修を修了することによる取得方法
- ②のエネルギー管理研修を修了し、経済産業大臣の認定を受け、エネルギー管理士免状の交付を受けた方は、①のエネルギー管理士試験を受験し、合格されても、新たに免状の交付は行われませんのでご注意ください。
- (3) エネルギー管理士試験に合格したあと、経済産業大臣にエネルギー管理士免状の交付を申請する際には、エネルギーの使用の合理化に関する実務に1年以上従事したことを証する「エネルギー使用合理化実務従事証明書」の提出が必要となります。実務に従事した時期は、合格の前後を問いません。
- エネルギー管理士免状には、熱分野・電気分野の専門区分の区別はありません。エネルギー管理士免状を熱分野で取得した方が改めて電気分野を受験する必要はなく、また、電気分野で取得した方が改めて熱分野を受験する必要はありません。

## エネルギー管理士試験制度について

- (1) エネルギー管理士試験の受験に際して、資格の制限はありません。
- (2) エネルギー管理士試験には、2つの分野【**必須基礎区分及び熱分野専門区分**(以下、熱分野といいます。)]と【**必須基礎区分及び電気分野専門区分**(以下、電気分野といいます。)]があります。2つの専門区分のいずれか一つの分野を選択し、各課目の合格基準(配点の60%)以上の得点を得て、選択した全課目が合格基準以上の受験者を試験合格者として判定します。したがって、同一回において選択した分野の4課目を受験することとなります。

### 【必須基礎区分及び熱分野専門区分の試験課目】

課目I エネルギー総合管理及び法規 1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令 2. エネルギー情勢・政策、エネルギー概論 3. エネルギー管理技術の基礎(判断基準の理解・実践について)	課目II 熱と流体の流れの基礎 課目III 燃料と燃焼 課目IV 熱利用設備及びその管理
--	---

### 【必須基礎区分及び電気分野専門区分の試験課目】

課目I エネルギー総合管理及び法規 1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令 2. エネルギー情勢・政策、エネルギー概論 3. エネルギー管理技術の基礎(判断基準の理解・実践について)	課目II 電気の基礎 課目III 電気設備及び機器 課目IV 電力応用
--	--

(3) エネルギー管理士試験には **試験課目の免除制度** が導入されています。

- ①この制度は、選択した分野の受験の結果、一部の課目が合格基準以上の場合に、課目合格者となります。課目合格者はその合格した試験が行われた年の初めから3年以内に同一選択分野の受験をする場合に、合格している課目については免除となります。
- ②合否判定は、免除期間中の課目と本年度の同一選択分野における受験結果により、全課目が合格となった場合に、試験合格者として判定します(なお、分野を変更した場合の必須基礎区分(課目I)の免除の扱いは⑤によります)。
- ③合格している課目の免除期間中は、その課目は受験することができません。ただし、課目Iの免除期間中に分野を変更した場合で課目Iが免除されないケース(⑤参照)を除きます。
- ④3年間の免除期間を過ぎた場合には、その合格している課目は無効となりますので改めてその課目を受験する必要があります。
- ⑤課目Iの免除期間中に選択した分野を変更した場合には、変更後の分野において課目I以外に受験すべき課目があるときに限り、課目Iを免除することとしています。(Q&A参照)
- ⑥エネルギー管理士試験において、既に一つの分野を試験合格しており、別の分野を受験する場合は、課目Iについて改めて受ける必要があります。
- ⑦エネルギー管理士試験とエネルギー管理研修は異なる制度です。エネルギー管理研修で合格している課目は、エネルギー管理士試験では試験免除の対象とはならず、また、試験で合格している課目は、研修では試験免除の対象とはなりません。
- ⑧試験課目の免除制度の適用を受けるためには、申込時に必ず前年度受験番号、前々年度受験番号を入力いただくことが必要です。その際、お手元にある当該年度の「受験票」、「合否通知書」や当センターから課目合格者宛に郵送する「課目合格による試験課目免除のお知らせ」(4月23日(木)以降、発送予定)を参照し、正確にご入力いただきますよう、お願いします。
- ⑨前年度、前々年度の受験番号を正しく記入しないと、試験課目の免除制度に関する情報が正しく反映されず、免除が適用されない場合がありますので、十分ご注意ください。
- ⑩なお、合否通知書の紛失やその他の理由により、前年度、前々年度の受験番号が不明な場合は、氏名、生年月日、受験地を記入の上、当センターのメールアドレス(exam1@eccj.or.jp)までご連絡ください。

### 課目合格者の受験についてのQ&A

Q1 昨年、【必須基礎区分及び熱分野専門区分】で受験して熱分野専門区分の課目Ⅱ～Ⅳに課目合格しました。

今年、【必須基礎区分及び電気分野専門区分】を受験する場合、必須基礎区分(課目I)に課目合格した場合、【必須基礎区分及び熱分野専門区分】の方は合格しますか?

A1 合格とはなりません。合格判定は、選択した分野でのみ行われます。本年は、選択した【必須基礎区分及び電気分野専門区分】でのみ判定対象となりますので、選択しなかった【必須基礎区分及び熱分野専門区分】での合格判定は受けられません。

Q2 昨年、【必須基礎区分及び電気分野専門区分】で受験し、必須基礎区分(課目I)だけ課目合格したのですが、今年分野を変更し【必須基礎区分及び熱分野専門区分】を受験する場合に必須基礎区分(課目I)は改めて受ける必要がありますか?

A2 必須基礎区分(課目I)は改めて受ける必要はありません。

Q3 昨年、【必須基礎区分及び電気分野専門区分】で合格し、今年、【必須基礎区分及び熱分野専門区分】を受験したいのですが、この場合、必須基礎区分(課目I)は免除になりますか?

A3 必須基礎区分(課目I)は免除になりません。全課目の受験が必要です。

## 旧制度での「熱管理士」、「電気管理士」免状保有者に対する移行措置

旧制度(平成17年度省エネ法改正前)での熱管理士、電気管理士免状保有者に対する現行制度のエネルギー管理士への移行措置としては次表のとおりです。

	旧制度での資格取得状況	移行方法
A	熱管理士又は電気管理士のいずれかの免状の交付を受けている方 ・資格取得の経緯(国家試験・認定研修)は問いません。	エネルギー管理士試験を受験し合格する。(注) (専門区分の課目Ⅱ～Ⅳの免除を受け、課目Ⅰを受験し合格する。)
B	熱管理士及び電気管理士の両方の免状の交付を受けている方	現行制度における「エネルギー管理士」とみなされますので、エネルギー管理士試験の受験は必要ありません。

(注) 平成17年度の改正省エネ法附則第4条に規定する試験課目(専門区分課目Ⅱ～Ⅳ)の免除に期間の制限はありません。

- ・熱管理士免状保有者は、熱分野専門区分の課目の免除を受け、課目Ⅰ(エネルギー総合管理及び法規)を受験し合格し、免状交付を申請することにより、現行制度のエネルギー管理士になります。
- ・電気管理士免状保有者は、電気分野専門区分の課目の免除を受け、課目Ⅰ(エネルギー総合管理及び法規)を受験し合格し、免状交付を申請することにより、現行制度のエネルギー管理士になります。

従って、熱管理士免状保有者は熱分野、電気管理士免状保有者は電気分野で必ずお申込みください。分野を間違えて申し込んだ場合は、移行措置の適用が受けられないこともあります。

### 移行措置に関する Q & A

- Q1 旧制度での熱管理士、または電気管理士の試験に合格しました。免状の交付を受けている場合と、交付を受けていない場合で手続きの違いはありますか。
- A1 熱管理士又は電気管理士のいずれかの免状の交付を受けている方は、国家試験の課目Ⅰを受験し合格する移行方法がありますが、免状の交付を受けていない方は、改めて全ての課目を受験する必要があります。
- Q2 旧制度で熱管理士、電気管理士両方の免状を持っています。移行措置を受ける必要がありますか。
- A2 平成17年度の改正省エネ法附則第3条により現行制度のエネルギー管理士としてみなされますので、移行措置を受ける必要はありません。

## 2 第48回エネルギー管理士試験の内容

- ① 試験日 令和8年8月2日(日)
- ② 受験申込受付期間 及び入金期限 インターネット申込み(個人・団体) <https://www.eccj.or.jp/>  
4月6日(月)～6月22日(月)に当センターホームページから申込み、P5「①受験申込受付期間」記載の期限までに受験手数料を納付してください。
- ③ 受験手数料 17,000円(非課税)  
ただし、旧制度の熱管理士又は電気管理士の免状取得者で、平成17年度の改正法附則第4条に規定する試験課目(専門区分課目Ⅱ～Ⅳ)の免除を受け、課目Ⅰを受験する場合は、10,000円(非課税)です。

- ④ **試験地及び試験会場** 北海道、宮城県、東京都、愛知県、富山県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県  
**希望する試験地を選択してください。**  
**なお、試験会場は受験票にて通知します。**（受験票についてはP.9を確認してください。）  
試験地ごとの会場は当センターホームページの「試験部からのお知らせ」にも7月下旬に掲載します。  
会場は試験地によって複数ある場合がありますが、会場を選択することはできません。
- ⑤ **受験資格** 受験資格の制限はありません。
- ⑥ **試験の方法** 試験は筆記試験（マークシート方式）です（**HBの鉛筆（シャープペンシル可）を使用。**）。
- ⑦ **試験時限、試験課目** **試験課目の順番（課目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）と試験時限の順番（1、2、3、4時限）は異なっていますので、ご注意ください。**
- ⑧ **試験結果の通知**  
(1) 9月下旬に合格者の受験番号を官報公示します。また、受験者全員に可否通知書を郵送します。  
(2) 当センターホームページに合格者の受験番号を掲載する予定です。  
※全課目欠席者には可否通知書を郵送しません。
- ⑨ **試験合格者について**  
(1) 試験合格者に対しては、試験合格証を郵送します。  
(2) 経済産業大臣にエネルギー管理士免状の交付を申請する際に、合格証番号が必要となります。
- ⑩ **標準解答の掲載**  
(1) 試験終了後の8月4日（火）以降、当センターホームページに標準解答を掲載する予定です。  
(2) 試験問題や標準解答の内容、個人の得点や採点内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

### ●熱分野

試験時限	1時限目 9:00～10:20 (80分)	2時限目 10:50～12:40 (110分)	3時限目 14:00～15:50 (110分)	4時限目 16:20～17:40 (80分)
試験課目 ( )内は 問題数	課目Ⅰ エネルギー総合管理 及び法規 <ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令(注1)(1)</li> <li>●エネルギー総合管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー情勢・政策、エネルギー概論(1)</li> <li>●エネルギー管理技術の基礎(1)</li> </ul> </li> </ul>	課目Ⅱ 熱と流体の流れ の基礎 <ul style="list-style-type: none"> <li>●熱力学の基礎(2)</li> <li>●流体力学の基礎(1)</li> <li>●伝熱工学の基礎(1)</li> </ul>	課目Ⅳ 熱利用設備及び その管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>●計測及び制御(2)</li> <li>●熱利用設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボイラ、蒸気輸送・貯蔵装置、蒸気原動機・内燃機関・ガスタービン(2)</li> <li>*熱交換器・熱回収装置(1)</li> <li>*冷凍・空調調和設備(1)</li> <li>*工業炉、熱設備材料(1)</li> <li>*蒸留・蒸発・濃縮装置、乾燥装置、乾留・ガス化装置(1)</li> </ul> </li> </ul> (注2)	課目Ⅲ 燃料と燃焼 <ul style="list-style-type: none"> <li>●燃料及び燃焼管理(2)</li> <li>●燃焼計算(1)</li> </ul>

### ●電気分野

試験時限	1時限目 9:00～10:20 (80分)	2時限目 10:50～12:40 (110分)	3時限目 14:00～15:50 (110分)	4時限目 16:20～17:40 (80分)
試験課目 ( )内は 問題数	課目Ⅰ エネルギー総合管理 及び法規 <ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令(注1)(1)</li> <li>●エネルギー総合管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー情勢・政策、エネルギー概論(1)</li> <li>●エネルギー管理技術の基礎(1)</li> </ul> </li> </ul>	課目Ⅲ 電気設備 及び機器 <ul style="list-style-type: none"> <li>●工場配電(2)</li> <li>●電子機器(2)</li> </ul>	課目Ⅳ 電力応用 <ul style="list-style-type: none"> <li>●電動力応用(2)</li> <li>*電気加熱(1)</li> <li>*電気化学(1)</li> <li>*照明(1)</li> <li>*空調調和(1)</li> </ul> (注2)	課目Ⅱ 電気の基礎 <ul style="list-style-type: none"> <li>●電気及び電子理論(1)</li> <li>●自動制御及び情報処理(1)</li> <li>●電気計測(1)</li> </ul>

(注1)「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令」は、令和8年4月1日時点で施行されている法令が対象となります。

(注2)熱分野課目Ⅳと電気分野課目Ⅳの\*印は、4問題中2問題を選択し、解答します。

・4課目のうち一部の課目のみを受験することも可能です。ただし、試験免除期間中の合格している課目は受験できません。

# 3 受験申込みから免状取得までの流れ

## ① 受験申込受付期間

インターネット申込み（個人・団体）<https://www.eccj.or.jp/>

4月6日（月）～6月22日（月）にインターネットから申込み、下表の期限までに受験手数料を納付してください。なお、コンビニ払は6月9日（火）で申込みを締切りますので、ご注意ください。

納付方法	納付期限
銀行振込	申込時にメールにてお知らせ
クレジットカード払	即日決済完了
コンビニ払	申込日の翌日より14日以内

## ② 試験地及び分野専門区分の変更

試験地及び分野専門区分の変更は、6月22日（月）まで受付

## ③ 受験票発送

7月10日（金）頃発送 受験票の到着時に以下の3項目をご確認ください。

○試験区分

○受験地

○受験すべき課目及び課目合格制度に基づく受験免除課目

※上記3項目についてお申込みの内容及び令和6・7年度の課目合格実績と異なっているものがある場合は、ご通知ください。通知にあたっては、受験票に印字された二次元コードからアクセスする通知用フォームをご使用ください。

※上記3項目について、お申込みの内容及び課目合格実績と異なっていないものは、通知は不要です。

※通知の締切は7月23日（木）午後5時です。

※ご通知がない場合、7月24日にて、上記3項目を確定とします。以後、いかなる理由があっても、変更・修正はできません。

## ④ 受験票未着問い合わせ期間

7月21日（火）～7月23日（木） 7月17日（金）までに受験票が未着の場合は当センター試験部まで連絡ください。

## ⑤ 試験日

8月2日（日） 写真貼付・自署した受験票を持参し受験

## ⑥ 合否通知

9月下旬 合否通知書を受取

## ⑦ 免状交付申請

試験合格者は経済産業大臣に免状交付を申請

申請の際に1年以上の実務従事証明書を提出

参考 エネルギー管理士免状の交付申請に関するQ&A (<https://www.eccj.or.jp/mgr1/diploma/faq.html>)

## ⑧ 免状取得

エネルギー管理士免状を取得

## 4 受験申し込み方法

- (1) 当センターホームページ (<https://www.eccj.or.jp/>) から、手順に沿って受験の申し込みをしてください。  
受験手数料の納付方法は銀行振込、クレジットカード払、コンビニ払を選択できます。なおコンビニ払のみ申込締切が6月9日（火）と早くなっていますのでご注意ください。納付期限までに受験手数料を納付しないと、申込みの受付が完了されず、試験を受けることはできません。
- (2) 個人申込み又は団体申込み（複数名分の申込み）が選択できます。  
団体申込みの場合、受験手数料が申込受験者全員分の一括納付となります。また、申込受験者全員分の受験票が、申込責任者宛に郵送されます。ただし、受験後の合否通知書は受験者個人宛に郵送されます。
- (3) 請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」、「利用明細」をご利用ください。決済マイページから「請求明細書・受領証明書」が10月31日（土）までダウンロードできます。それ以外の書類は発行しません。
- (4) 受験手数料は非課税（消費税法第6条別表第2）です。インボイス制度（適格請求書発行）には該当しません。
- (5) 申込みの取り消しや受験手数料の返還はできません。
- (6) 株式会社ロボットペイメントの決済代行サービスを利用しています。

※受験手数料の入金後は、申込受験者の変更、申込みの取消、受験手数料の返還は致しません。

※試験地及び分野専門区分の変更は6月22日（月）まで受け付けますので、当センター試験部までご連絡ください。  
以降の変更は認められませんのでご注意ください。

※障がいや妊娠などにより、座席や持ち物等に配慮が必要な場合は、申込み時にその旨を当センター試験部までご相談ください。

# 5 受験に当たっての注意事項

次の注意事項を必ず読んでから申し込んでください。

試験の実施に関する情報は、当センターホームページの「試験部からのお知らせ」に随時掲載します。必ず最新情報をご確認ください。(https://www.eccj.or.jp/)

P10「7 エネルギー管理士試験における電卓の取扱いについて」及びP11「8 マークシート方式における答案用紙記入上の注意事項」も必ず読んでください。

## I 試験時の注意事項

- (1) 台風などの天候、その他により、試験会場への交通が乱れることがありますので、事前に情報を得て、開始時間に十分な余裕を持ってご来場ください。なお、一部の地域において、天災又は公共交通機関の運行停止などにより受験できない場合であっても、当センターが試験を中止した場合以外は受験手数料の返還はいたしません。
- (2) 試験運営上の理由により、試験時刻が変更になる場合があります。
- (3) 受験をする課目の試験開始の10分前までに、受験票と同一の受験番号の席に着いてください。指定の会場あるいは指定の席以外での受験は認めません。
- (4) **全ての時限で、30分以上の遅刻者は入室できません。交通機関の遅延証明書があっても同様です。**
- (5) 全ての時限で、試験開始後60分間及び試験終了前10分間は退室できません。
- (6) 受験者は必ず受験票を携行し、試験中は机上の見やすい位置に置いてください。
- (7) 本人確認をする場合があります。写真付き身分証明書を必ず持参ください。本人確認ができない場合は、受験できないことがあります。
- (8) 試験中、帽子類（フード等を含む）の着用はできません。
- (9) **鉛筆（シャープペンシル可）、鉛筆削（替芯）、プラスチック製消しゴム、時計<sup>(注1)</sup>、電卓<sup>(注2)</sup> 1台、眼鏡、拡大鏡（ルーペ）<sup>(注3)</sup>（必要な場合）及び受験票以外のものは机の上に置かないでください。<sup>(注4)</sup>**  
これ以外のものは鞆などにしまってください。衣服のポケットにはしまわないでください。  
**(注1)** 使用できる時計は、時計機能だけの時計です。スマートウォッチなど時計以外の機能のある時計は使用できません。  
**(注2)** 関数電卓、携帯電話・スマートフォン・PCなどの電卓機能、数式などが記憶できる機能付き電卓は使用禁止です。試験中の電卓の貸し借りは、不正行為とします。  
詳細はP10『7 エネルギー管理士試験における電卓の取扱いについて』でご確認ください。  
**(注3)** 弱視の方用の拡大画面機器などを使用する場合は、申込み時にその旨を当センター試験部までご連絡ください。  
**(注4)** 障がいや妊娠・疾病などにより座席や持ち物などに配慮が必要な場合は、申込み時にその旨を当センター試験部までご連絡ください。
- (10) 答案用紙（マークシート）は、解答末記入の場合でも、氏名、生年月日及び受験番号を記入し、必ず提出してください。提出せずに退室、又は持ち帰った場合は欠席扱いとなります。
- (11) 答案用紙（マークシート）の記入には、必ずHBの鉛筆（シャープペンシル可）を使用してください。ボールペンなどは不可です。
- (12) 問題の内容に関する質問には一切お答えできません。印刷不良の部分についてのみ、質問に応じます。
- (13) 試験終了の合図と同時に必ず筆記用具を机に置いてください。
- (14) 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
- (15) 試験中の飲食はできません。試験中に水分補給が必要な場合は手を挙げて監督員にお知らせください。
- (16) 試験室内は禁煙です。試験会場によっては、会場内及びその周辺地域が全面禁煙となっている場合があります。
- (17) 試験に利用する建屋以外へは立ち入らないでください。
- (18) 試験室には時計がない場合がありますのでご了承ください。
- (19) 試験中に通常生じうる範囲内の騒音等（監督員の巡回による足音、監督業務上必要な打ち合わせ等、航空機、自動車、風雨、空調の音等、周囲の受験者の動作音、咳、鼻をすする音等、照明の点滅等）については、救済措置などの対応は行いません。

## Ⅱ 電子機器・通信機器などの取扱いについて

- (1) 試験室内では、携帯電話、スマートフォン、PC、タブレット端末、スマートウォッチ、電子ルーペ、スマートグラスなどの電子機器・通信機器の使用は禁止です。
- (2) 全ての通信機能を有する機器は、時計、眼鏡、補聴器などを含めて、試験室内では使用禁止です。
- (3) 試験室内では、携帯電話・スマートフォン・PCなどの電子機器・通信機器の電源を必ず切って、鞆などにしまってください。
- (4) 通信機能を有する機器を使用できないことによる事態には一切配慮しませんので、通信機能を有しない代替品、例えば、スマートウォッチの代わりに時計機能のみの時計をご用意ください。
- (5) 電子機器・通信機器などの電源の切り方やアラームなどの止め方は、必ず事前に確認しておいてください。

## Ⅲ 感染症などへの対策について

- (1) 発熱・咳など感染症の疑いのある症状がある場合、試験会場への来場をお控えください。
- (2) 試験会場に来場した後に発熱・咳など感染症などと思われる症状が生じた場合、速やかにお近くの係員までお知らせください。他の受験者などへの感染拡大防止のための措置として、別室への移動要請や、症状によっては受験の中止や帰宅の要請を行うこともあります。また、周囲の受験者から該当の受験者の体調に関する苦情の申出があった場合も同様の要請を行う場合もあります。  
※上記(1)、(2)のいずれかに該当し、受験できなかった場合においても、再試験・受験手数料の返還などの特別措置はありません。
- (3) 咳エチケット、手洗い、うがいの励行、感染リスクが高い場所を避けるなど、普段から感染予防と体調管理に努めてください。
- (4) 試験実施中に、本人確認を行います。その際、マスク着用者へマスクを外していただくよう、監督員から指示を行う場合があります。指示があった場合、必ず従ってください。

## Ⅳ 試験実施における受験者へのお願い

- (1) 受験票に試験会場とその案内図を記載しています。事前に会場までの道順、所要時間などを必ず確認しておいてください。なお、試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 試験当日、試験会場には受験者用の駐車場・駐輪場は用意されていません。公共の交通機関を利用してください。
- (3) 試験室などは空調の温度設定が高めであるなどの夏季の省エネ対応が行われる場合がありますので、服装などにもご注意ください。
- (4) 昼食は各自で予め用意してください。試験当日は日曜日のため、試験会場付近の飲食店などは休業している場合があります。また、試験会場によっては、試験室内での昼食がとれない場合もあります。
- (5) ごみは各自でお持ち帰りください。
- (6) 試験会場内では、大きな声を出したり、不必要な会話はお控えください。
- (7) 試験会場周辺で、「有料で合否結果を知らせる」などの勧誘がありますが、当センターとは一切関係ありません。

## 6 受験票・写真について

### 受験票について

- (1) 受験票は、7月10日(金)頃に、申込受験者の現住所宛に郵送します。団体申込の場合は、一団体の申込受験者全員分の受験票を申込責任者様宛に郵送します。
- (2) 受験票の到着時に以下の3項目をご確認ください。
  - 試験区分
  - 受験地
  - 受験すべき課目及び課目合格制度に基づく受験免除課目※上記3項目についてお申込みの内容及び令和6・7年度の課目合格実績と異なっているものがある場合は、ご通知ください。通知にあたっては、受験票に印字された二次元コードからアクセスする通知用フォームをご使用ください。  
※上記3項目について、お申込みの内容及び課目合格実績と異なっているものがない場合は、通知は不要です。  
※通知の締切は7月23日(木)午後5時です。  
※ご通知がない場合、7月24日にて、上記3項目を確定とします。以後、いかなる理由があっても、変更・修正はできません。
- (3) 受験票が、7月17日(金)までに到着しない場合は、7月21日(火)から7月23日(木)までの受験票未着問合せ期間に、必ず、当センター試験部までご連絡してください。
- (4) 受験票は大切に保管し、試験当日、必ず持参してください。受験票を持参しない場合、受験できないことがあります。
- (5) 受験票に試験会場とその案内図を記載しています。事前に会場までの道順、所要時間などを必ず確認してください。なお、試験会場への各種問い合わせはご遠慮ください。
- (6) 受験票の「自署欄」には、黒ボールペンを使用し、必ず、申込受験者本人が、フリガナはカタカナで、氏名は戸籍と同じ字で署名してください。(消せるボールペンは使用できません。)
- (7) 試験に関する一切の事務処理は受験番号に基づいて行いますので、受験番号は忘れないよう控えておいてください。
- (8) 9月下旬の合格者の官報公示は受験番号で行いますので、試験終了後も受験票は大切に保管しておいてください。

### 写真について

- (1) **写真は、申込時ではなく、試験当日に必要です。受験票の「写真貼付欄」に写真を貼付し、試験当日、必ず持参してください。**
- (2) 受験票に使用可能な写真は次のとおりです。
  - ・申込受験者本人1人が写っているもの(カラー、白黒どちらでも可)。
  - ・試験日から6ヶ月以内に撮影したもの。
  - ・大きさは**縦45mm × 横35mm(ふちなし)**、パスポート用写真と同じ大きさのもの。
  - ・**正面、脱帽、無背景で上半身(肩口まで)を撮影したもの。**
  - ・**本人とすぐに判別できる鮮明なもの。**
  - ・デジタル写真を印刷する場合は、写真専用紙を使用したもの(コピー用紙等の使用は不可)。なお、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、写真をコピーしたものは使用できません。
- (3) 写真の裏面には受験番号、氏名、生年月日を記入した後、裏面を全面のり付けして、受験票の「写真貼付欄」に貼り付けてください。
- (4) 貼付された写真が本人と確認できない場合は、受験できません。
- (5) 試験会場で本人確認をすることがあります。**写真付の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、社員証、学生証など)を必ず持参してください。本人確認ができない場合は、受験できないことがあります。**

# 7 エネルギー管理士試験における電卓の取扱いについて

エネルギー管理士試験では、電卓を使用することができます。ただし、関数電卓、数式等が記憶できる機能付き電卓は使用禁止です。また、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の電卓機能も使用禁止ですのでご注意ください。なお、電卓の貸与は行っていません。

## ●使用可能な電卓（次の機能以外を有する電卓は使用できません）

- ・電池（太陽電池を含む）内蔵型電卓で、キーを押したときに電子音などしないもの。
- ・四則演算、開平計算、百分率計算、税計算、符号変換、数値メモリ、電源入り切り、リセット及び消去の機能を持つもの。

また、開平計算の $\sqrt{\quad}$ 機能は、試験問題の計算において使用する場合があります。

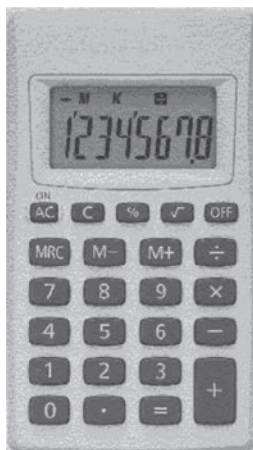
なお、「四則演算、開平計算、百分率計算、税計算、符号変換、数値メモリ、電源入り切り、リセット及び消去の機能」とは、電卓のキーの働きが次表に示すキーの機能表示の範囲に対応します。

キーの働き	キーの機能表示
四 則 演 算	+ - × ÷ = GT 00 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 .
開 平 計 算	$\sqrt{\quad}$
百 分 率 計 算	% %±
税 計 算	税込 税抜 税率 税率設定 税率確認
符 号 変 換	+/- ± $\pm$
数 値 メ モ リ	M- M+ CM RM MR MC MRC M $\equiv$ M $\pm$ (上記のキーとほかの機能のキーを複合したものも含む) 例:R・CM RM/CM
電 源 入 り 切 り ( 盤 面 表 示 も 可 )	ON OFF (上記のキーとほかの機能のキーを複合したものも含む) 例:ON/C・CE ON/CA ON/C ON-C
リ セ ッ ト	AC (ほかの機能のキーを複合したものも含む) 例:ON/AC
消 去	C CE CI $\blacktriangleright$ $\rightarrow$ (上記のキーとほかの機能のキーを複合したものも含む) 例:C/CE C・CE ON/C・CE
そ の 他	億 千 万 時間計算 原価 (MD) 売価 (MU) 粗利 (率) 利益率

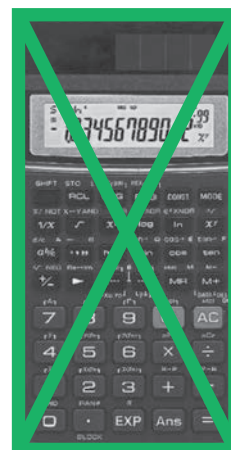
(備考)「ほかの機能のキー」とは、この表にあるキー機能に限定したものを指します。

このほかに、四捨五入、切り捨てなどのスライドスイッチ、小数点以下の位取りスライドスイッチのあるものは使用できます。

### 使用できる電卓の例



### 使用できない電卓の例 (関数電卓)



## 8 マークシート方式における答案用紙記入上の注意事項

1. 問題は全て、、…で示す設問番号付きの空欄の中に当てはまる字句等（字句、数値、式、記述、図、グラフ等を含む）を、該当する解答群から選択する形式であり、一つの設問に対する正答は唯一（順不同の問題を除く）です。概略数値を当てはめる設問で、「約」が付されている場合も正しい値に最も近い値のみを正答とします。
2. 、…で示す設問のうち、同じ設問番号付きの空欄が複数箇所ある場合は、同じ設問番号の正答は同じ字句等です。
3. 一つの解答群から同じ字句等を2回以上用いてよい場合は、当該の設問においてその旨が明記されています。
4. 解答は、該当する解答群の字句等から正答を選択し、選択した字句等に付された「ア」、「イ」、「ウ」…の記号を答えるものとし、答案用紙（マークシート）の解答欄のその記号を、記入上の注意に従い正しく塗りつぶしてください。
5. 数値計算の結果をもとに解答群から正答を選択する問題においては次の点に留意してください。
  - ①問題文中で与条件として示されている数値については、記載してある位より下の位は「0」であるものとし、十分に有効桁数が確保されている値として扱ってください。例えば、2.1kgの2.1は、2.100…と考えます。特に、「 $\sqrt{3} = 1.73$ とする。」などと特記がある問題については、真の値は1.7320…ですが、本試験においては、特記されている数値は与条件として扱い、1.7300…として扱います。（重力の加速度、円周率等も同様）。
  - ②①を踏まえ、数値計算においては、全ての設問において計算過程を含めて、十分に大きい有効桁数を確保して正しく計算した値を「計算結果の値」とします。
  - ③解答群の選択肢の数値は、最大でも4桁程度で表示されています。そのうち、「計算結果の値」に最も近い値を数値計算における唯一の正答とします。

## 9 エネルギー管理士試験に関するQ&A

### <受験についてのQ & A>

Q1. 受験するための条件はありますか？

A1. 学歴、年齢、性別、国籍は一切問いません。

### <申込についてのQ & A>

Q1. 請求書及び領収書を発行してほしいのですが。

A1. 請求書及び領収書は発行しません。各金融機関から発行される「証明書」、「利用明細」等をご利用ください。なお決済マイページから「請求明細書・受領証明書」が10月31日（土）までダウンロードできます。

Q2. 受験手数料は課税されていますか。非課税ですか。

A2. 受験手数料は非課税（消費税法第6条別表第2）です。インボイス制度（適格請求書発行）には該当しません。

Q3. 受験手数料の振込先はどうなっていますか。

A3. 受験手数料の振込先は決済代行事業者である株式会社ロボットペイメントです。

Q4. 申込の取消しをしたいのですが。

A4. 受験手数料の入金後は、申込の取消や受験手数料の返還はいたしません。

Q5. 試験地及び分野専門区分の変更はできますか。

A5. 試験地及び分野専門区分の変更は6月22日（月）まで受け付けますので、当センター試験部までご連絡ください。以降の変更は認められませんのでご注意ください。

### <団体申込についての Q & A>

- Q2. 団体で申込みできる人数は何人までですか。
- A2. 1回の団体申込みで受付できる人数は、2名から25名までです。
- Q3. 団体で申込みする場合、それぞれ分野専門区分（熱分野・電気分野）、受験希望地等が異なっても、新規受験者（課目合格者）と旧制度の移行措置をする方がいても一緒に申込みは出来ますか。
- A3. 新規受験者（課目合格者）の方、旧制度の移行措置の方も分野専門区分が異なっても一緒にお申込できます。
- Q4. 団体申込みの申込み手続きの担当（申込責任者）は誰でもよいのですか。
- A4. 受験者の方でも、そうでない方でも結構です。

### <試験問題についての Q & A>

- Q1. 過去の試験問題はどこにありますか。
- A1. 過去の試験問題については当センターホームページをご参照ください。  
([https://www.eccj.or.jp/mgr1/test\\_past/index.html](https://www.eccj.or.jp/mgr1/test_past/index.html))

### <試験会場についての Q & A>

- Q1. 試験会場はどこになりますか。
- A1. 試験会場は受験票でお知らせします。なお、試験会場の指定はできません。

### <受験票についての Q & A>

- Q1. 受験票はいつ頃届きますか。また、受験票が届かない場合はどうすればよいですか。
- A1. 受験票は、7月10日（金）に発送し、申込者の現住所へ郵送します。  
団体申込みの場合は、申込者全員分の受験票を申込み責任者様宛に郵送します。  
到着しない場合は、受験票未着問い合わせ期間（7月21日（火）～23日（木））に、必ず、当センター試験部（03-5439-4970）まで連絡してください。
- Q2. 受験票の内容（試験区分、受験地）及び令和6・7年度の課目合格実績が異なっているのですが、どうすればよいですか。
- A2. 受験票の内容（試験区分、受験地）及び令和6・7年度の課目合格実績が異なっている場合は、7月23日（木）午後5時までに受験票に印字された二次元コードからアクセスする通知用フォームにてご通知ください。ご通知がない場合、7月24日にて、上記3項目を確定とします。以後、いかなる理由があっても、変更・修正はできません。
- Q3. 受験票の漢字氏名、フリガナ、生年月日、現住所、電話番号に誤りがある場合はどうすればよいですか。
- A3. 受験票の内容（漢字氏名、フリガナ、生年月日、現住所、電話番号）に訂正がある場合は、事前通知は不要で、受験票（2）に赤字で訂正部分に二重線を引き、正しい内容を記入して試験当日ご持参ください。
- Q4. 団体申込みの場合、受験票と合否結果の通知はどこに送付されますか。
- A4. 団体申込みの場合は、受験票は申込責任者様へ一括して送付し、合否結果の通知は受験された方の本人の現住所に送付します。受験される方本人に個別に受験票の発送をご希望される場合は、個人申込みをしてください。

### <試験結果についての Q & A>

- Q1. 合格発表はいつですか。
- A1. 試験結果については、受験票に記載の通り、9月中旬に合格者の受験番号を官報公示します。また、受験者全員に合否通知書を郵送します。当センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する予定です。
- Q2. 試験問題の解答を知りたい。
- A2. 標準解答については、受験票に記載の通り、8月4日（火）以降に、当センターのホームページに掲載する予定です。
- Q3. 試験問題の各小問の配点を教えてください。
- A3. 模範解答の発表とともに、8月4日（火）以降に試験問題の各小問の配点を公表しています。
- Q4. 受験者自身の試験結果（採点結果）について問合せをしたいのですが。
- A4. 個別の成績照会などにはお答えしておりません。合否通知書に各課目の合否結果を記載しています。

## 10 不正行為への対応

不正行為には厳正に対処します。不正行為を行った場合は、試験会場から退出させ、全課目の試験結果を無効とします。具体的な不正行為は以下のとおりです。

- (1) 使用禁止電卓、電子機器、通信機器等使用不可のものを使用する。(注1、注2)
- (2) 使用不可のものを定められた場所以外に置く。(注3)
- (3) 本、ノート、メモ等を見る。
- (4) 他の受験者と接触する。(他の受験者の答案を見る、会話をする、物品の貸し借りをを行う)
- (5) 試験開始の合図の前に試験問題を見る。
- (6) 試験修了の合図にもかかわらず解答を続ける。

### 注1) 試験中に使用可のもの

試験中に使用してもよいものは以下のものとし、それらのみ机の上においておくことができます。

- ・受験票(必ず置いておくこと)
- ・筆記用具(鉛筆、鉛筆削り、シャープペンシル、替え芯、プラスチック製消しゴム)
- ・時計機能のみの時計
- ・電卓1台(使用禁止ではないもの)
- ・眼鏡、拡大鏡

### 注2) 試験中に使用不可のもの

- ・携帯電話、スマートフォン、PC、タブレット端末、スマートウォッチ、電子ルーペ等の電子機器
- ・その他、通信機能を有するすべての機器(スマートグラス、補聴器、小型通信機等)
- ・使用禁止電卓(関数電卓、携帯電話などの電卓機能、数式等が記憶できる電卓、プログラム機能を有する電卓等)
- ・使用禁止のものが使用できないことによる事態には一切配慮しません。

### 注3) 定められた場所について

- ・使用不可の物は、試験中は鞆等にしまい、その口を閉め、簡単に取り出せないようにしておくこと。
- ・机の上だけでなく、机の棚板に置くこと、身につけておくこと(ポケットに入れる、手に持つ等)、その他利用可能な状態になっている場合は不正行為とみなします。

## 11 個人情報の取扱いについて

- (1) 受験申込みをされる受験者皆様の個人情報の保護に努めます。受験申込みの際には、氏名、住所、生年月日、顔写真などの個人情報を収集します。これらの情報は、試験の周知、試験に関する調査及び試験を確実かつ円滑に実施する目的で利用し、それ以外の目的では利用しません。
- (2) 法的な拘束力・強制力がある場合を除き、受験者の個人情報の第三者への開示や提供などは一切行いません。個人情報については、外部からの不正なアクセスに対して万全の管理を行い、個人情報が外部に流出しないように対策を講じています。
- (3) 受験申込内容の不備や受験手数料の納付状況の確認、受験票が届かなかった際の住所確認などを、電話やメールなどを利用して、ご連絡する場合があります。
- (4) インターネット申込画面は、SSL暗号化技術により、個人情報のすべてを暗号化しています。また、受験手数料をクレジット決済される場合、決済代行会社の仕様に従った接続方式で、決済を行っています。

## 「エネルギー管理士」資格をめぐるトラブルについて

「〇〇協会」、「△△審議会」など公的機関と紛らわしい名称を用いた団体又は機関が、「エネルギー管理士」の資格取得のための講習を勧誘し、トラブルとなる例が発生しています。例えば、「第三種電気主任技術者の資格を取得すれば、講習を受けるだけで、エネルギー管理士の資格も取得できる。」などの内容です。

これらの団体又は機関は一般財団法人省エネルギーセンター並びに経済産業省とは一切関係ありません。また、これらの講習を受講されても何ら公的資格が直接取得できるものではありません。

なお、電話勧誘販売については、電話で不実のことを告げ勧誘することや、しつこい電話勧誘は、「特定商取引に関する法律」で禁止されています。

- ① 電話勧誘販売を行うときは、訪問販売と同じようにその販売業者又は役務提供業者の氏名又は名称商品等の種類を明らかにしなければならないほか、その電話が販売について勧誘するためのものであることを告げなければなりません。

また、消費者が電話勧誘販売によって購入する意思がないことを明らかにしたときは、その勧誘を執拗に続けたり、再度勧誘したりしてはならないことになっています。

- ② 販売業者又は役務提供業者は、訪問販売と同じように契約の申込みを受けたとき、又は契約の締結をしたときは、その内容に係る一定の事項を記載した書面を消費者に交付しなければなりません。

また、消費者は、その書面を受け取った日を含めて8日間は、無条件で申込みの撤回又は契約の解除を行うことができます。

## トラブルについて 各経済産業局問い合わせ先

- 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (011) 709-1753  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (011) 709-1785
- 東北経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (022) 221-4932  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (022) 261-3011
- 関東経済産業局 資源エネルギー環境部省エネルギー対策課  
電話 (048) 600-0362  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (048) 600-0340
- 中部経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (052) 951-0417  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (052) 951-2836
- 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (06) 6966-6051  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (06) 6966-6028

- 中国経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (082) 224-5741  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (082) 224-5673
- 四国経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (087) 811-8535  
産業部商務・流通産業課消費者相談室  
電話 (087) 811-8527
- 九州経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課  
電話 (092) 482-5474  
産業部消費経済課消費者相談室  
電話 (092) 482-5458
- 沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー・燃料課  
電話 (098) 866-1759  
経済産業部商務通商課消費者相談室  
電話 (098) 862-4373
- 経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
電話 (03) 3501-9726  
商務情報政策局商務・サービスグループ  
商取引・消費経済政策課消費者相談室  
電話 (03) 3501-4657

省エネ法に係る問い合わせは各局のエネルギー対策課又は省エネルギー対策課、トラブルに係る問い合わせは各局の消費者相談室にお問い合わせください。



## 問い合わせ機関

## 一般財団法人省エネルギーセンター

### エネルギー管理士試験に関する問い合わせ及び「受験の手引」配付場所

問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで（土・日・祝日を除く）

#### エネルギー管理試験・講習本部 試験部

〒108-0023  
東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング 5F  
TEL.03-5439-4970 FAX.03-5439-6290  
<https://www.eccj.or.jp/>

#### 北海道支部

〒060-0001  
北海道札幌市中央区北一条西二丁目2番地 北海道経済センタービル 6F  
TEL.011-271-4028

#### 東北支部

〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号 電力ビル本館 8F  
TEL.022-221-1751

#### 東海支部

〒460-0002  
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番28号 イトービル 5F  
TEL.052-232-2216

#### 北陸支部

〒930-0004  
富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル 11F  
TEL.076-442-2256

#### 近畿支部

〒550-0013  
大阪府大阪市西区新町一丁目13番3号 四ツ橋KFビル 8F  
TEL.06-6539-7515

#### 中国支部

〒730-0012  
広島県広島市中区上八丁堀8番20号 井上ビル 5F  
TEL.082-221-1961

#### 四国支部

〒760-0023  
香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル 8F  
TEL.087-826-0550

#### 九州支部

〒812-0013  
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番5号 アサコ博多ビル 10F  
TEL.092-431-6402

#### 公益社団法人 沖縄県工業連合会

〒901-0152  
沖縄県那覇市字小祿1831番地1 沖縄産業支援センター 6F  
TEL.098-859-6191

エネルギー管理士試験は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）に基づき実施されます。

一般財団法人省エネルギーセンターは、昭和59年4月18日に通商産業大臣（現 経済産業大臣）から省エネ法に基づく指定を受け、指定試験機関としてエネルギー管理士試験の実施に関する事務を行っています。



禁無断転載、版權所有 一般財団法人省エネルギーセンター  
Copyright © The Energy Conservation Center, Japan2026  
この印刷物は、資源の有効利用のため、古紙/リブ配合率70%の再生紙、植物系インキを使用しています。